

令和4年度 第2回総合教育会議

令和5年(2023年)3月28日

午後1時30分～

第4委員会室

次 第

1 開 会 (進行：教育部長)

2 あいさつ

- ・ 市長
- ・ 教育長

3 議 題

- 1) 城北中学校区新統合小学校整備事業に係る計画について 【資料1】
(説明：学校教育係長)

- 2) 飯山市教育支援センター設置について 【資料2】
(説明：学校教育係長) (一部非公開)

- 3) 第82回国民スポーツ大会について 【資料3】
(説明：スポーツ推進室長) (一部非公開)

4) その他

4 閉 会

城北中学校区統合小学校開校計画概要説明資料

令和4年度の主な事業経過

- 4月 ・統合小学校実施設計業務発注
 - ・新統合小学校の開校に向けた取り組みを推進するための機関として「飯山市城北中学校区新統合小学校開校計画推進会議」を設置
- 5月 ・第2回開校計画推進会議開催
 - 開校準備委員会開催 「部会、分科会の確認」
- 6月 ・ニュースレター発行
- 6月～ ・各委員会、部会、分科会の開催
- 8月 ・第3回開校計画推進会議開催
 - 「部会、分科会の確認」
- 11月 ・ニュースレター発行
 - ・通学方法等検討委員会地域懇談会 28日～12/1 4小学校区 参加者124名
- 12月 ・第4回開校計画推進会議開催
 - 「校名案選定」
- 2月 ・通学方法等に係る意見交換会 13日～17日 4小学校区 参加者59名
 - ・妙高市「新井小学校」視察

令和5・6年度計画

※ 目標管理表

飯山市城北中学校区新統合小学校開校計画推進会議設置要綱

（設置）

第1条 飯山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、城北中学校区新統合小学校の整備にあたり、これまで活用した校舎等への感謝や惜別の気持ちを高めるとともに、子どもたちが夢と希望をもって通うことができるよう、新統合小学校の開校に向けた取り組みを推進するための機関として飯山市城北中学校区新統合小学校開校計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（任務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 開校準備に関する事項
- (2) 通学方法に関する事項
- (3) 放課後児童クラブに関する事項
- (4) 保育園適正規模等に関する事項
- (5) その他第1号から第4号までに規定する事項に関連する事項

（組織）

第3条 推進会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育長職務代理者
- (3) 城北中学校区内の小学校長
- (4) 城北中学校長
- (5) 教育部長
- (6) 子ども育成課長
- (7) 教育指導主事

（会長及び副会長）

第4条 推進会議の会長は教育長とし、副会長を1人置き委員が互選する。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員会及び部会・分科会の設置)

第6条 推進会議には必要に応じて、委員会及び部会・分科会(以下「委員会等」という。)を設け、推進会議で付託された課題及び調査事項について協議するものとする。

2 委員会等の委員は教育委員会が委嘱する。

3 委員会等には委員の中から統括を置き、統括は委員会等を代表し、会務を総理する。

4 委員会等の統括は会長が指名する。

(任期)

第7条 委員会等の委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでとする。

2 前項の場合において、その職名をもって任命されているものにあつては、その任期によることを妨げない。

3 委員会等の委員に欠員が生じた場合には、委員会等において選出する事ができる。

(事務局)

第8条 推進会議及び委員会等の事務局は、飯山市教育委員会事務局教育部子ども育成課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

委員会等	部会	令和4年度												令和5年度	令和6年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
開校準備委員会	開校準備委員会	第一回総会議 議(4月15日)	第二回総会議 議(5月11日)	第三回総会議 議(6月11日)	第四回総会議 議(7月11日)	第五回総会議 議(8月11日)	第六回総会議 議(9月11日)	第七回総会議 議(10月11日)	第八回総会議 議(11月11日)	第九回総会議 議(12月11日)	第十回総会議 議(1月11日)	第十一回総会議 議(2月11日)	第十二回総会議 議(3月11日)		
	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
総務部会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														
	運動部分科会														
	校名分科会														
新設小学校区新統合小学校開校準備委員会	校名分科会														
	校章分科会														

新 統 合 小 学 校 開 校 に 向 け た、 目 標 管 理 表

各種委員会			令和5年度		令和6年度		令和7年度
開校準備委員会	総務部会	校名分科会	校名選定(6月)				城北中学校 区新統合小 学校開校
		校歌分科会	校歌作成者への依頼(5月)				
		校章分科会	校章デザインの公募(2月～4月) 校章デザインの決定(6月)				
		運動服分科会	仕様に基づく運動服の選定(5月) 運動服の決定(9月)				
	学校教育計画検討部会	小中連携教育カリキュラム作成分科会	小中連携教育カリキュラムの原案作成(12月)				開校記念行事の実施
		学校教育計画作成分科会	学校教育目標・教育内容等の原案作成(12月)				
		記念行事等事業検討部会	閉校に向けた記念行事・記念誌作成等の実行委員会結成(5月)				
	施設・備品等利用計画部会		閉校記念行事の実施計画案・記念誌案の決定(12月)				開校記念行事の実施計画案作成・記念パンフレット作成(12月)
			各校の物品リストの作成(2月) 新校の物品リストの作成(5月)				
			リストに基づく各校物品の仕分け(8月) 引越し・廃棄等にかかわる作業日程・手順等の確定(12月)				
開校計画推進会議	交流活動部会		実施予定の交流活動とその内容の決定(6月) 交流の開始(6月～)				新統合小学校の教育活動の始動
			次年度に明記する交流活動の内容と実施時期の決定(12月)				
			新校の規模に応じたPTA組織の検討(5月)				
			新校のPTA組織・活動内容案、組織づくり推進計画の検討(8月)				
	PTA等支援組織部会	PTA再編成分科会	新校の組織づくりの推進日程、役員選出方法の決定(12月)				児童クラブの運営開始
			再編が必要なスポーツ活動の検討(5月)				
			再編するスポーツ活動の決定、指導者および組織の検討(12月)				
	コミュニティスクール再編成分科会		CS組織案および今後の検討スケジュールの検討(3月)				放課後AFスクールの活動開始
			新校CSでの育てたい子ども像、「おらほの学校」意識の高揚対策、AFスクール設置計画、城北中CSとの関係の在り方と組織、4小				
			学校の特性を生かした新校CS活動内容等の検討・確定(5月)				
通学方法検討委員会		新校CSの理念・組織・活動内容の原案作成、AFスクール活動の具体的推進案の確定(12月)				PTA活動の始動	
		通学路、バス停候補地の現況確認(1・2月)					
児童クラブ検討委員会		飯山市通学基本方針の決定 新校通学方針案の検討、決定事項と課題の整理、個別の事情への対応方法の検討(3月)				コミュニケーションスクールの活動の始動	
		課題解決に向けた改正案の検討(5月)					
保育園適正規模等研究委員会		保護者アンケートの実施と取りまとめ(6月～ 必要に応じて)				統合後における諸問題の検討・解決	
		新校通学方針・および通学方法の再検討、原案作成(9月)					
校舎後利用研究委員会		新校通学方針・および通学方法の決定(12月)				校舎後利用の検討・解決	
		児童クラブ運営計画・利用規約の検討(5月)					
		運営計画・利用規約の仮決定(8月)					
		新校児童クラブ運営計画・利用規約の決定(12月)					
		「保育園と地域との基本的な関係」の検討(2月)					
		子どもにとつての望ましい保育園の在り方(6月)					
		社会の変化に応じた保育園の在り方(保育士不足、保護者への配慮、子育て家庭の環境等)(9月)					
		望ましい飯山市の保育園の在り方(案)の作成(12月)					
		校舎後利用にかかわる地域住民へのアンケートの実施(6月)					
		アンケート結果に基づく、後利用の在り方(8月)					
		廃校となる4つの小学校校舎後利用の基本理念の作成(案)(12月)					
		有効活用の方針(通年)					

飯山市教育支援センター設置概要説明資料

1 設置の趣旨

飯山市では、平成25年末まで、「飯山市子どもサポートホーム」（中間教室）を不登校及び不登校傾向の児童生徒の居場所としての対応施設として活用していた期間もあったが、利用する児童生徒がいなくなる時期が続いたため、閉鎖したまま現在に至っている。

ここ数年の飯山市の不登校にかかわる傾向を見ると、コロナ禍の影響もあってか、不登校児童生徒は増加の傾向にあり、特に中学生を中心に対象生徒数は増加し、長期化する様相を示している。その結果、豊かな人間関係の構築、学力の保障、そして明るい未来への希望を持つことが思うようにならず、社会的な自立を促していくことが非常に困難な状況になってきている。

飯山市教育委員会では、不登校及び不登校傾向の児童生徒の居場所として「子どもサポートホーム」を「教育支援センター」として復活させ、個に応じた指導・支援を行っていく。

2 設置の目的

不登校児童生徒を対象に、教育委員会が主体となって行う集団適応指導など、学校復帰または社会的自立に向けた指導・支援に必要な「教育支援センター」を設置することを目的とする。

3 名称および位置

名称 飯山市教育支援センター

位置 飯山市大字飯山2363番地（飯山市子ども館「きらら」内）

4 業務内容

- (1) 相談指導
- (2) 体験指導
- (3) 集団指導
- (4) 学習指導
- (5) その他、個に応じた必要な活動

5 教育支援センターの設備及び開設時間

- (1) 開設日は、飯山市内小中学校の登校日とする。
- (2) 開設時間は、午前9時から、飯山小の下校時刻に応じて午後15時ころまでとする。

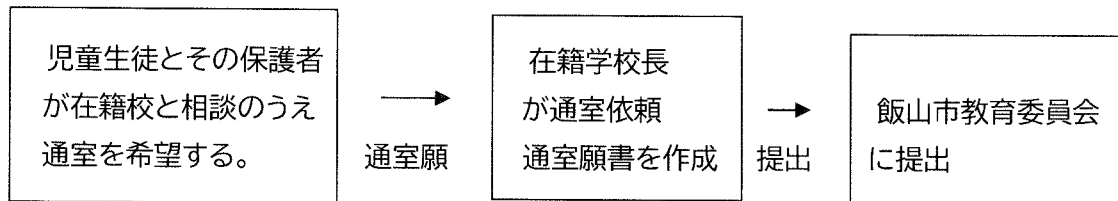
6 通級手続き等

- (1) 保護者および児童生徒が通級を希望し、在籍学校長がこれを適当と認めた者。
所定の用紙により、保護者は「通級願い」、在籍学校長は「通級承諾書」を教育委員会に提出する。
- (2) 通級の申し込みは、随時受け付けるものとする。
- (3) 通級終了の際は、保護者の申し出を受けて、所定の用紙により、在籍学校長が「通級

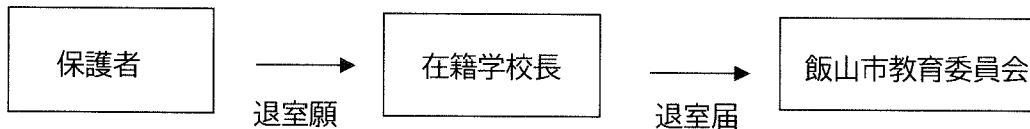
終了届」を教育委員会に提出する。

(4)「教育支援センター」への通級は、出席扱いとする。

【通室手続きイメージ図】



【退室手続きイメージ図】



7 学校および保護者等との連携

- (1) 教育委員会、在籍学校長および指導員は、目的達成のため、緊密な連携に努めるものとする。
- (2) 在籍学校長は、当該児童生徒の通級までの経過及び通級後把握した状況について、指導員と連絡を図るものとする。また、指導員は、生徒の指導状況を適宜在籍学校長に報告するものとする。
- (3) 指導員は、児童生徒の状況に応じて、在籍学校と「教育支援センター」を交互通学すること等にも配慮するものとする。
- (4) 指導員は、市家庭相談員・SSW等と連携・協力しながら、必要に応じて保護者と面談相談、家庭訪問等を行うものとする。

8 支援する指導員について

- (1) 指導員は、教員免許のある飯山市の会計年度任用職員とする。入室当初は、教育支援センターを利用する児童生徒の在籍校の市加配教員と連携して、指導支援にあたる。必要に応じて指導員を増員する。
- (2) 不登校児童生徒の実態に応じ、その支援のため、在籍校との緊密な連携を行うものとする(定期的な連絡協議会、支援の進め方に関するコーディネート等の専門的な指導等)。
- (3) 指導員は、不登校児童生徒の学校復帰後においても、必要に応じて在籍校との連携を図り、継続的に支援を行うことが望ましい。
- (4) 指導員は、児童生徒の実情等の的確なアセスメントにそった児童生徒の個々の回復状況を把握し、守秘義務に配慮した上で、本人・保護者の意向を確かめて在籍校に学習成果等を連絡する。

9 雑則

- (1) 指導員の服務に関する事項は、教育委員会が定める。
- (2) 児童生徒の「教育支援センター」への通級途中及び活動中の事故等については、日本スポーツ振興センター法に基づき処理するものとする。

飯山市教育支援センター（適応指導教室）設置及び運営要領

令和5年4月1日

飯山市教育委員会

1 目的

この要領は、不登校及び不登校傾向の児童生徒を対象に、教育委員会が主体となつて行う集団適応指導等、学校復帰または社会的自立に向けての指導・支援に必要な中間教室として飯山市教育支援センター（以下「市教育支援センター」という。）を設置することを目的とする。

2 名称及び位置

- (1) 名称 飯山市教育支援センター
- (2) 位置 飯山市大字飯山 2363 番地（飯山市子ども館「きらら」内）

3 通級対象児童生徒

- (1) 不登校の状態にある市内小中学校の児童生徒とする。
- (2) 保護者の責任における通級が可能で、教育委員会が通室を認める市内の児童生徒とする。

4 業務内容

- (1) 相談指導
- (2) 体験指導
- (3) 集団指導
- (4) 学習指導
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な指導及び活動

5 市教育支援センターの開設日及び開設時間

- (1) 開設日は、飯山市内小中学校登校日とする。
- (2) 開設時間は、午前9時から飯山小学校の下校時間に応じて午後3時頃までとする。

6 通級手続等

- (1) 保護者及び児童生徒が通級を希望し、在籍学校長がこれを適当と認めたもの。
保護者は「市教育支援センター通級願い」（様式第1号）、在籍学校長が「市教育支援センター通級承諾書」（様式第2号）を教育委員会に提出するものとする。
教育委員会は保護者に「市教育支援センター通級許可書」（様式第3号）及び在籍学校長に対し「市教育支援センター通級通知書」（様式第4号）を通知する。

- (2) 通級の申し込みは、随時受け付けるものとする。
- (3) 通級終了については、保護者の申出により、在籍学校長が「市教育支援センター通級終了届」（様式第5号）を教育委員会に提出するものとする。
- (4) 「市教育支援センター」への通級は、出席扱いとするものとする。

7 学校及び保護者等との連携

- (1) 教育委員会、在籍学校長及び指導員は、目的達成のため緊密な連携に努めるものとする。
- (2) 在籍学校長は、当該児童生徒の通級までの経過及び通室後把握した状況について、指導員と連絡を図るものとする。また指導員は、生徒の指導状況を「市教育支援センター通級児童生徒の状況について」（様式第6号）を在籍学校長に報告するものとする。
- (3) 指導員は、児童生徒の状況に応じて、在籍学校と「市教育支援センター」を交互通学すること等も配慮するものとする。
- (4) 指導員は、市家庭相談員・SSW等連携・協力しながら、必要に応じて保護者と面接相談、家庭訪問等を行うものとする。

8 雑則

- (1) 指導員の服務に関する事項は、教育委員会が定める。
- (2) 児童生徒の「市教育支援センター」への通級途中及び活動中の事故等については、日本スポーツ振興センター法に基づき処理するものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第 82 回 (2028) 国民スポーツ大会概要説明資料

冬期国スポ開催概要スキー

1 経過

○令和元年 10 月 4 日 スキー国体開催に関する開催要望受理

・戸狩観光協会、戸狩温泉スキー場

・飯山市体育協会、飯山市スキークラブ、飯山市スポーツ少年団

○令和 2 年 4 月 13 日 長野県準備委員会より開催地[戸狩温泉スキー場・長峰クロスカントリースキーコース・市営飯山シャンツェ]内定通知受理

2 開催概要(2023年岩手県八幡平市国体参考)

(1)大会日程

2 月 17 日～2 月 20 日

(2)競技種目

・ジャイアントスラローム

・スペシャルジャンプ

・コンバインド

・クロスカントリー

(3)選手数

約 1,250 人

夏期国スポ開催概要(カヌー・スプリント競技)

1 経過

○元年 11 月末、長野県及び長野県カヌー協会より、正式に競技会場としての検討の依頼あり、地元の合意を経て受入れを希望する方向となった。

○令和 2 年 4 月 13 日 長野県準備委員会より開催地[北竜湖特設カヌースプリント会場]内定通知受理

2 開催概要(R4年度 栃木県栃木市国体参考)

1) 大会日程

10/4～6 日公開練習、10/7日～10日競技

2) 競技種目 カヌースプリント競技 (コース距離500m・200m)

種目 ・カヤック(座位) シングル、ペア、フォア

・カナディアン(片膝立) シングル、ペア

【カヌースプリント】

流れのない川や湖を利用し、直線の9コースをいかに速くゴールに到達できるかを競う競技。

[カヤックとカナディアンの2種類]

・カヤックは両端にブレード(水かき)がついたパドルを交互に漕いで進む

・カナディアンはブレードが片側のみについたパドルを操作して漕ぎ進む

3) 選手数

約350 名